

第6章 計画の進行管理

6-1 計画の推進体制

本計画の推進に向けて、市民・事業者・行政の連携・協力は欠かせません。計画を策定した行政は、ごみの発生抑制や再利用の促進、または快適な水環境の創造と向上について、国や県、近隣自治体や関係各課と調整を図り、市民や事業者の理解と協力を得ながら、具体的施策を着実に実施していく必要があります。

本市においては、市民・事業者・行政が積極的に意見交換を行い、連携体制を確立し、廃棄物のさらなる減量、再資源化を推進していきます。

6-2 計画の進行管理

計画に示した具体的施策を効果的に実施し、計画の実効性を確保するため、PDCAサイクルの考え方に基づいた進行管理を図ります。

計画の進捗状況とごみ処理状況は、年度ごとに点検・評価し、結果に応じて具体的施策の内容や進め方の改善を図るとともに、市民・事業者への公表を行っていきます。

さらに、計画期間の中間年度（令和7年度）には、計画の内容や具体的施策の実施状況全般について、点検・評価し、必要に応じて見直しを図ります。

なお、国の施策や社会経済情勢など、計画の推進に当たり大きな変化が生じた場合は、その都度見直しを行います。

